

令和5年2月定例会

総務委員会説明資料
(その4)

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

I 提出予定案件

1	その他の議案	-----	1
(1)	条例案	-----	1

I 提出予定案件

1 その他の議案

(1) 条例案

① 徳島県税条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の種別割の税率の特例措置が延長されること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 自動車税種別割について、次の特例措置を講ずることとする。

- a 令和5年度から令和7年度までに新車新規登録された自動車のうち、次に掲げるものについて、当該登録の翌年度に税率のおおむね100分の75を軽減すること。
 - (a) 電気自動車
 - (b) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車
 - (c) プラグインハイブリッド自動車
 - (d) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90パーセント以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの
 - (e) 一定の排出ガス性能を備えたLPG自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90パーセント以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの
 - (f) 一定の排出ガス性能を備えたディーゼル自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90パーセント以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの

- b 令和5年度及び令和6年度に新車新規登録された自動車のうち、次に掲げるもの(aの適用を受ける自動車を除く。)について、当該登録の翌年度に税率のおおむね100分の50を軽減すること。
- (a) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70パーセント以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの
 - (b) 一定の排出ガス性能を備えたLPG自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70パーセント以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの
 - (c) 一定の排出ガス性能を備えたディーゼル自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70パーセント以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの
- c 令和5年度から令和7年度までに新車新規登録から11年(ガソリン自動車及びLPG自動車については、13年を経過した自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを燃料とするハイブリッド自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。))について、その翌年度以後に税率のおおむね100分の15(バス及びトラックについては、おおむね100分の10)を重課すること。
- (イ) その他所要の整備を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとする。

② 知事の退職手当の特例に関する条例（職員厚生課）

ア 制定の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した県内の経済状況に鑑み、県民に寄り添うため、現在の任期に係る知事の退職手当を支給しないこととする必要がある。

イ 制定の概要

令和元年5月18日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しないこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。